

約款改定のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、特定感染症を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症を補償対象に加える商品改定を2020年7月31日に実施いたしました。2021年2月13日の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」とします。）の改正※後も引き続き、新型コロナウイルス感染症が補償対象となるよう、ご契約日が2021年3月4日以降のご契約につきまして、「年間海外旅行保険特約付 普通傷害保険・家族傷害保険」の一部を以下のとおり改定いたしました。なお、本改定は、2020年7月31日時点で有効であったご契約についても同様に適用されます。

本ご案内をご一読のうえ、「年間海外旅行保険特約付 普通傷害保険・家族傷害保険」とともに保管くださいますようお願いいたします。

※感染症法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

改定の内容	「年間海外旅行保険特約」に定める感染症に、新型コロナウイルス感染症等を追加しておりましたが、2021年2月13日の感染症法の改正後も引き続き新型コロナウイルス感染症が補償対象となるよう変更しました。
-------	---

<掲載箇所>

傷害保険	P89 年間海外旅行保険特約 別表1
家族傷害保険	P185 年間海外旅行保険特約 別表1

2020年7月31日改定前	別表1 第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③および第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③の感染症とは次のものをいいます。 コレラ、ペスト、 <u>天然痘</u> 、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、 <u>回帰熱</u> 、 <u>黄熱</u>
---------------	--

2021年3月4日改定前	2021年3月4日改定後
別表1 第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③および第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③の感染症とは次のものをいいます。 <u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱</u> 、ペスト、 <u>マールブルグ病</u> 、ラッサ熱、コレラ、 <u>黄熱</u> 、 <u>回帰熱</u> 、 <u>コクシジオイデス症</u> 、 <u>デング熱</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、マラリア、 <u>重症急性呼吸器症候群</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症（注）</u> <u>（注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をい、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症に指定された場合は、その指定が続く限りこれを対象とします。</u>	別表1 第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③および第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③の感染症とは次のものをいいます。 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、コレラ、 <u>黄熱</u> 、 <u>回帰熱</u> 、 <u>コクシジオイデス症</u> 、 <u>デング熱</u> 、 <u>発疹チフス</u> 、マラリア、 <u>重症急性呼吸器症候群</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症（注）</u> <u>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。</u> <u>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること</u> <u>② 同法第6条第8項の指定感染症に定められていること</u>